

春日井市運動用施設管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市都市公園条例施行規則（昭和57年春日井市規則第36号（以下「施行規則」という。））に定めのあるものを除く市の管理するグラウンドその他の運動用施設（以下「運動用施設」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第2条 運動用施設並びにその利用期間及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該利用期間及び利用時間を変更することがある。

(利用手続等)

第3条 運動用施設の利用、利用の変更及び利用許可の取消しについては、施行規則第5条及び第7条から第9条までの規定を準用する。

2 市長は、運動用施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることがある。

(利用者の義務)

第4条 利用者は、運動用施設の利用に際しては、前条第2項の規定により許可に付けられた条件及び市長の指示に従わなければならない。

(行為の禁止)

第5条 運動用施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運動用施設及びその施設内に市が設置した設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土石の採集その他の土地の形質の変更をすること。
- (3) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (5) たき火、バーベキュー等火気を使用すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (8) 他人の遊戯を妨げるなど他人に迷惑となる行為をすること。
- (9) その他市長が管理上支障があると認める行為をすること。

(損傷時の届出)

第6条 利用者は、運動用施設の設備若しくは器具を亡失し、又は

損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	運動用施設	利用期間	利用時間
(1) 松河戸グラウンド 河川敷	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(2) 牛山運動広場	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(3) 上田楽運動広場	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(4) 熊野グラウンド 河川敷	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(5) 上条グラウンド 河川敷	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(6) 白山運動広場	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(7) 高蔵寺運動広場 河川敷	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前7時から 午後6時まで
(8) 前高グラウンド	グラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後6時まで